

○平成30年7月豪雨災害に係る宇和島市被災中小企業者復旧資金利子補給金交付要綱

平成30年7月31日

要綱第68号

(目的)

第1条 この要綱は、平成30年7月豪雨災害による影響を受け事業活動に支障が生じている中小企業者に対し、復旧に向けて借り入れた融資の利子を補給することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「大企業者」とは、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項第1号に規定する者をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法（平成17年法律第86号）に基づく会社及び有限会社を除く。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合等）若しくは有限責任事業組合（LLP）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に住所及び事業所を有する個人
- (2) 市内に主たる事業所を有する会社又は法人

3 前項の規定にかかわらず、中小企業者には、次の各号のいずれかに該当する者を含まないものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者が所有しているもの
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者が所有しているもの
- (3) 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの

(利子補給対象者)

第3条 利子補給金の交付対象となる者は、中小企業者とする。

(利子補給の対象融資)

第4条 利子補給の対象は、次の表に掲げる融資とする。

区分	融資制度名	用途	備考
愛媛県	災害関連対策資金	運転資金又は設備資金	平成30年7月5日から平成32年3月31日
日本政策金融公庫	災害復旧貸付 平成30年7月豪雨特別貸付 平成30年7月豪雨に伴う 小規模事業者経営改善資金の拡充（西日本豪雨災害マル経）	運転資金又は設備資金	までに借り入れたものに限る。
商工組合中央金庫	災害復旧資金	運転資金又は設備資金	

（利子補給金の額）

第5条 利子補給対象資金の額は、同一受給者に対し3,000万円を限度とする。

- 2 利子補給金の額は、毎年1月1日から同年12月31日までの期間に係る利子相当額（当該利子相当額が年1.36%の貸付利率により算定した額を超える場合は、当該算定した額）とする。ただし、支払済みであることが確認できるものに限る。
- 3 前項の規定により算出した額に、100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 4 返済の遅延により加算された延滞利息は、利子補給金の交付対象としない。

（利子補給の期間）

第6条 利子補給の交付の対象となる期間は、運転資金については84月以内、設備資金については120月以内、運転資金と設備資金の併用については120月以内とする。

（交付の申請）

第7条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年1月末日までに、平成30年7月豪雨災害に係る宇和島市被災中小企業者復旧資金利子補給金交付申請書（様式第1号）に災害復旧資金・貸付利息支払証明書（様式第2号）又は償還状況を確認できる金融機関発行の証明書類その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（着手届及び完了届の免除）

第8条 規則第7条に規定する補助事業等着手届及び完了届の提出は要しないものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、第7条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに利子補給金の交付を決定し、平成30年7月豪雨災害に係る宇和島市被災中小企業者復旧資金利子補給金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(請求)

第10条 前条の規定により利子補給金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、平成30年7月豪雨災害に係る宇和島市被災中小企業者復旧資金利子補給金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付の制限)

第11条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給金を交付しない。

(1) 融資金を借入当初の融資条件の期日内（毎月払込み期日後10日以内）に返済しなかったとき。ただし、令和2年3月2日から令和3年3月31日までの間ににおいて、借入当初の融資条件を変更したとき又は当該期間中に借入当初の融資条件の期日が到来し、かつ、その期日を経過して返済したときについては、この限りでない。

(2) 融資金を目的以外に使用したとき。

(3) 利子補給金交付申請時に宇和島市内で営業していない、又は住居を有しないとき。

(4) 利子補給金交付申請時に市税等を滞納しているとき。

(5) その他市長が利子補給金の交付が適当でないと認めたとき。

(調査及び報告)

第12条 市長は、この要綱を適正に運用するため必要と認める場合は、申請者又は補助事業者の融資金融機関に対して、必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、申請者又は補助事業者の関係帳簿書類等を関係職員に調査させることができる。

(決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利子補給金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が不適当と認めたとき。

(書類の保管等)

第14条 補助事業者は、当該利子補給金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を利子補給金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月31日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

附 則（平成30年8月24日要綱第90号）

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

附 則（平成31年1月4日要綱第4号）

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。ただし、様式第4号の改正規定は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日要綱第23号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日要綱第46号）

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

附 則（令和2年5月12日要綱第95号）

この要綱は、令和2年5月12日から施行し、改正後の第11条第1号の規定は、令和2年3月2日から適用する。

附 則（令和3年3月1日要綱第51号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月22日要綱第22号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

様式第1号（第7条関係）

平成30年7月豪雨災害に係る宇和島市被災中小企業者復旧資金利子補給金
交付申請書

年 月 日

宇和島市長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

平成30年7月豪雨災害に係る宇和島市被災中小企業者復旧資金利子補給金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象融資制度	<input type="checkbox"/> 愛媛県 災害関連対策資金 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫 災害復旧貸付 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫 平成30年7月豪雨特別貸付 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫 平成30年7月豪雨に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充（西日本豪雨災害マル経） <input type="checkbox"/> 商工組合中央金庫 災害復旧資金
2 借入金融機関名	銀行・信用金庫 支店
3 借入金額	金額 円 (うち運転資金 円) (うち設備資金 円)
4 融資利率	年 % (信用保証料率は含まない。)
5 借入期間	開始 年 月 日 終了 年 月 日
6 利子補給対象額	円
7 今回対象期間内の 償還利子額	円
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 災害復旧資金・貸付利息支払証明書（様式第2号）又は償還状況を確認できる金融機関発行の証明書類 <input type="checkbox"/> 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し又はそれに準ずるもの <input type="checkbox"/> 申請日現在で市税等の未納がない証明書（納税・納付証明書）

様式第2号（第7条関係）

災害復旧資金・貸付利息支払証明書

1. 融資先

住所	
事業所名	

2. 融資の内容

融資の名称	融資金額(円)	借入年月日	・	・
		償還開始年月日	・	・
		最終払込日	・	・
		融資期間		

3. 対象期間の支払利息（延滞利息は含まない。）

(単位：円)

取引日	元金残高 (A)	期間 (月日～月日)	利率	利子 支払額 (B)	<u>1.3</u> <u>6%の</u> <u>場合</u> (C)	利子補給 申請額 (D)
/		. ~ .	%			
/		. ~ .	%			
/		. ~ .	%			
/		. ~ .	%			
/		. ~ .	%			
/		. ~ .	%			
/		. ~ .	%			
/		. ~ .	%			
/		. ~ .	%			
/		. ~ .	%			
計						

(備考) C = B の合計 ÷ 利率 × 1.36

D は B の合計又は C のいずれか小さい額

上記事項について、事実に相違ないことを証明します。

年　　月　　日

金融機関名

印

様式第3号（第9条関係）

平成30年7月豪雨災害に係る宇和島市被災中小企業者復旧資金利子補給金
交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けで申請のありました平成30年7月豪雨災害に係る宇和島市被災中小企業者復旧資金利子補給金について、平成30年7月豪雨災害に係る宇和島市被災中小企業者復旧資金利子補給金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

利子補給金交付決定額 _____ 円

様式第4号（第10条関係）

平成30年7月豪雨災害に係る宇和島市被災中小企業者復旧資金利子補給金
交付請求書

年 月 日

宇和島市長 様

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号にて交付の決定を受けた平成30年
7月豪雨災害に係る宇和島市被災中小企業者復旧資金利子補給金について、平成30
年7月豪雨災害に係る宇和島市被災中小企業者復旧資金利子補給金交付要綱第10条
の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 利子補給金請求額 _____ 円(100円未満切捨て)

2 振込先

金融機関名	
支店名	支店・支所・出張所
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	